



幌見峠のラベンダー畑 (写真提供 札幌市)

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が、六月二日に参議院本会議で可決・成立した。同法は、一月二日に国会へ提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」から、雇用促進税制や三月末に成立したつなぎ法案による期限が六月で切れる租税特別措置を分離して法案化したもの。年金関連では、①年金受給者の確定申告手続の簡素化②年金受給者の人的控除への寡婦（寡夫）控除の追加③申告義務のある人がかつ税金の還付を受ける申告の提出日を翌年一月一日に早める④企業年金の積立金にかかる特別法人税凍結を平成二六年三月三二日まで延長、などが盛り込まれている。

年金記録の不備による
脱退手当金受給者に年金給付

六月八日に行われた第二六回年金記録回復委員会で、日本年金機構は、誤った年金記録に基づいて事務処理が行われてきたために、六〇歳を超えた時点で七〇歳まで任意加入すれば受給権を確保できたはずの人が、脱退手当金を受領してしまっていることを問題視。正しい事務処理をやり直すという基本的考えに基づき、遡って記録を訂正するとともに「当時から正しい記録が明らかになっていれば、脱退手当金を受領せず任意加入をしていた」と本人が意思表示をした場合には脱退手当金を返還し、任意加入期間の保険料を納付することで年金給付を行うとしている。

具体的には、次の三項目に該当する人に年金給付を行う。①脱退手当金の請求時に判明していた記録では、その後七〇歳まで任意加入を続けていても、受給資格期間を満たさない状況で、保険料の掛け捨てを避ける方法として、脱退手当金請求を行っていた②記録が判明した現時点において、本人が日本年金機構に対し「正しい記録が判明した現時点において、当時記録が明らかであれば脱退手当金を請求せず、任意加入していた」と機構に意思を表明し、受領していた脱退手当金を返還③年金受給に必要な保険料を納付する。

七月一日以降、受給者本人と確認できる場合は、これまで年金事務所に届出していた「住所変更届」や「死亡届」が原則不要となる。日本年金機構で住基ネットから住所変更情報等が取得できるようになったため。介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合は、引き続き届出が必要だ。また、死亡届が不要となるのは七日以内に市区町村に死亡の届出を行った場合のみで、共済年金の受給者も届出が必要となる。

七月一日以降、受給者本人と確認できる場合は、これまで年金事務所に届出していた「住所変更届」や「死亡届」が原則不要となる。日本年金機構で住基ネットから住所変更情報等が取得できるようになったため。介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合は、引き続き届出が必要だ。また、死亡届が不要となるのは七日以内に市区町村に死亡の届出を行った場合のみで、共済年金の受給者も届出が必要となる。

受給者の住所変更届と死亡届
七月から原則不要に

表 ねんきんネット機能追加のスケジュール

平成23年度													平成24年度												
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
リリース		2次リリース					3次リリース					4次リリース (24年度予定)													
機能の概要		●繰り上げ、繰り下げ、在職老齢年金等の各種条件での年金見込額試算 ●国民年金特例台帳の死亡者記録の検索 ●保険料納付済額の表示 ●脱退手当金支給期間の表示					●「ねんきん定期便」等各種通知の電子化 ●3号不整合期間の強調表示（「3号」を赤字） ●事後納付や3号不整合期間の追納に伴う年金見込額試算					●5,000万件の未統合記録検索 【検討中】 ●紙台帳等の死亡者記録の検索 ●旧台帳（1466万件）記録の検索 ●旧令共済組合員データの検索													

ねんきんネットに追加機能
ねんきんネットの普及のため、日本年金機構は七月からねんきんネットで記録発見につながった事例を年金定期便に同封する。また、秋以降に追加する機能である繰り上げ・繰り下げ・在老等各種条件での年金見込額試算のデモを六月八日の年金記録回復委員会で行った。今後も機能を追加していく。概要は表のとおり。



「白河市歴史まちづくり計画」が
国認定に

福島県白河市では、平成二〇年一月に施行された「歴史まちづくり法」に基づき「白河市歴史まちづくり計画」を策定し、今年二月二三日に県内初、東北地方では青森県弘前市に次いで二番目となる国（国土交通省 文部科学省 農林水産省）の認定を受けました。
白河市では中心市街地活性化基本計画も国認定を受けており、併せて歴史まちづくり計画も国認定されたのは、全国でも白河市、金沢市、松江市など八市のみです。
白河市は史跡小峰城跡やその旧城下町を有し、その街並みにはいまも往時の面影が残っています。
また、白河提灯まつり、白河だるま市などの伝統行事や、酒造業を中心とする伝統産業、史跡及び名勝南湖公園の花見などの行楽が引き継がれ、歴史的建造物と一体となつて良好な「歴史的風致」を形成しています。
同計画の実施期間は今年度から一〇年間で、「歴史的風致」を維持・向上する施策を重点的かつ一体的に推進する区域を「重点区域」として設定。建造物や街並みの保存・修景はもちろん、祭礼や伝統行事・伝統産業の技術継承にも取り組み、「歴史と伝統を活かしたまちづくり」を進めていきます。

千葉県国民年金委員会定期総会

会員獲得に尽力した結果 設立当初より倍増



挨拶する岩瀬会長

僅③年金委員活動の円滑な実施が三本柱となる。

千葉県国民年金委員会の第三回定期総会が、六月七日に千葉銀行文化プラザにて開催された。

冒頭岩瀬郁夫会長は、会員の加入勧奨に努めた結果、設立当初と比較し約二倍となったことなどを報告し、続いて日本年金機構千葉年金事務所の戸村憲二所長が「委員会組織に期待するものは非常に大きい。今後、年金委員と一体となって事業を展開していきたい」と祝辞を述べた。

第一号議案「平成二二年度事業報告及び収支決算」、第二号議案「平成二二年度事業計画及び収支予算案」が審議、承認されたほか、平成二二年度より会計担当が自理事から渡辺理事に変更されたことを佐々木満理事が報告した。

平成二三年度の事業計画は①組織の充実強化②研修会等の開

神奈川県地域型年金委員会総会

制度改革の方向を注視 全議案を満場一致で承認

神奈川県地域型年金委員会の総会が六月一六日、横浜港湾健

保組合保健センターで開催された。冒頭、挨拶に立った小寺俊



熱心に受講する会員たち

金制度改革の方向に強い関心を示した。

来賓として挨拶した河野暁日本国民年金協会専務理事は厚生労働省や日本年金機構に対し「決めたことは最後までやる気概と度胸をもってもらいたい。年金委員についても法律に明記されている以上、粛々としてやってもらいたい」と激励を含めた要望を行った。

第二号議案（二二年度事業実施結果報告）、第二号議案（二二年度収入・支出決算報告）、第三号議案（三二年度事業計画）、第四号議案（三二年度収入・支出予算）に関して、いずれも原案どおり満場一致で可決された。

また、現在進められている「税と社会保障の一体改革」については「年金の給付の合理化、支給開始年齢の引き上げ、デフレ経済下のマクロ経済スライドの適用、厚生年金と共済年金の二本化等、引き続き年金委員として注視していく必要がある」と年

審議終了後、日本年金機構の横浜中年金事務所の安藤正人所長から「年金情勢について」と題する講演があった。

全国社会保険委員会連合会総会

年金委員と健康保険委員の 一体的研修も視野に

六月一六日、全社連研修センターにて、第九回全国社会保険委員会連合会総会が行われた。

冒頭、林秀夫会長は「諸事情厳しい折こそ、年金委員、健康保険委員の力を結集して、今後とも社会保険事業の円滑な運営に寄与していきたいと考えている」と挨拶した。続いて、厚生労働省年金局、日本年金機構、全国健康保険協会よりそれぞれ

来賓挨拶があった。

林会長を議長として議事が進行され、報告事項「役員の交代について」、議案第一号「平成二二年度事業報告並びに収入支出決算について」、第二号「平成二二年度決算剰余金処分について」、第三号「平成二三年度事業計画並びに収入支出予算について」、第四号「任期満了に伴う役員の改選について」が、いずれも満場一致で採択された。

また、ブロック別会議が行われ、活発な議論が



ブロック別会議は和気藹々と進化した

行われた。その後の理事会で選任された役員が紹介され、閉会となった。

社会保険料等の 納期限迫る

七月二九日まで （青森県、茨城県）

厚生労働省は六月一〇日付で、東日本大震災の発生に伴い、三月二一日以降に到来する社会保険料、労働保険料等の納期限等を延長していた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち、青森県と茨城県において二三年三月二一日から同年七月二八日までに納期限等が到来する社会保険料、労働保険料等の納期限等を平成二三年七月二九日と告示した。なお、岩手県、宮城県、福島県においては引き続き納期限等が延長される。

年金記録確認第三者 委員会が四年間の 取組みを総括

総務省の年金記録確認第三者委員会（委員長 梶谷剛・元

日本弁護士連合会会長）は六月一四日、これまでの活動状況を総括した報告書を取りまとめた。第三者委員会は、年金記録問題が深刻化した平成一九年六月に、総務省に設置された機関。これまで四年間で約二二万件の年金記録確認の申立てを受け、約二〇万件の申立てを処理、そのうち約九万件の記録を回復した。

今後の課題として、現在も引き続き誤った年金記録が発生している状況から、新たな年金記録の誤りを防ぐこと、年金記録の自己確認を支える仕組みを充実することを挙げた。そのうえで、総務省と厚生労働省の二省にまたがる二元体制を年金行政の体系の下に一元化することで年金記録確認をより効率的・効果的に実施し、新たな体制の構築で司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能だとして、政府に対し、早急に検討を含

め、必要な対応をとるよう強く要請した。

高齢無職世帯の実収入 〇・九%増加

六月一七日、総務省は平成二二年家計調査を発表した。二二年の勤労者世帯の実収入は、一世帯あたり月平均四七一・七二七円で、前年比（名目以下同）で一・五%増、実質二・三%増となった。非消費支出は八一・八七九円で、前年比一・五%増加。このうち公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料は四五・八六三円で、三・五%増加となった。結果、可処分所得は三八九・八四八円で、一・五%増、実質二・三%増となった。一方、消費支出は二八三・四〇一円で、前年比〇・一%減、実質〇・七%増と、可処分所得の伸びを下回った。

世帯主が六〇歳以上の高齢無職世帯の実収入は一八三・六六八円で、前年比実質〇・九%増加した。そのうち、公的年金などの社会保障給付は一六一・一〇五円で実質二・二%増となり、八八%を占めた。一方、直接税、社会保険料などの非消費支出は二三・四八二円で、四・五%減少した。結果、可処分所得が一六〇・一八七円で、実質一・六%増だった。一方、消費支出は二〇七・三〇二円で、前年に比べ実質二・三%増加。非消費支出と消費支出の合計は二三〇・七八四円で、実収入と比べ四七・一一六円不足していることから、貯蓄などで賄っていることがわかった。

福島県白河市

鈴木 和夫 市長



風評被害に負けない
歴史と人の生活を大切に
するまちに

白河市は、もともと城下町として栄えた歴史と伝統文化のまち。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故を受け、農作物などが風評被害を受けたが、この受難をむしろ経済と人々の生活を見直す機会にしたと、鈴木和夫市長は話す。

白河市は人口約六五、〇〇〇人。古くは小峰城を中心とする城下町として栄え、市内には昔ながらの土蔵や寺が数多く点在する。日本三大提灯まつりの一つである「白河提灯まつり」や、「白河なるまち」も有名で、歴史と伝統文化あふれる市だ。

今年二月三日には「歴史まちづくり法」に基づく「白河市歴史まちづくり計画」が国認定を受けた。これは、小峰城や土蔵などの歴史的建造物（ハード）と、提灯まつりやだるま市などの伝統行事（ソフト）を融合さ



せて歴史まちづくりを進めていくもの。白河市は「中心市街地活性化基本計画」でも国認定を受けており、歴史まちづくり計画と併せて国認定を受けたのは全国で同市含め八市のみだ。

中所得者層を厚くする施策で年金離れ解消も

地震の揺れで山側の地域で土砂崩れがあり、また比較的新しく造成された地域でも被害が出た。

しかし、古くからの街並みが残っている市中心部は被害がほとんどなく、市庁舎の建物は震度六強の揺れにも耐えた。もと

一方、老朽化していた小峰城の石垣の一部は崩落したが、歴史まちづくり法の国指定を受けているので、修復費用は国から出る。「石垣も昔ながらの工法で修復できるので、かつては実

「窮すればすなわち変じ、変ずればすなわち通ず」が、鈴木市長が心にとめている言葉の一つ。今回の震災は、これまでの経済優先の社会から、人の生活

白河市 Data Box

【人口】	(平成23年5月31日現在)
総人口	64,357人
0～14歳	9,318人
15～64歳	40,602人
65歳以上	14,437人
【年金被保険者数】	(平成23年5月31日現在)
被保険者数	13,489人
第1号被保険者	8,853人
第3号被保険者	4,636人
【年金受給者数】	(平成23年3月31日現在)
国民年金	15,271人
厚生年金	14,396人
【年金受給額】	(平成23年3月31日現在)
国民年金	9,535,364,300円
厚生年金	9,591,895,900円

※第2号被保険者数は、在住市町村毎の統計がありません。
※年金受給者数には重複があります。
※年金受給額は年金証書ベースであり、実際の支払額とは異なります。
(資料 白河市、白河年金事務所)

を大事にする社会に転換するチャンスでもあると考える。

「中間所得者層が減り、生活保護受給者が増えているという全国

震災でもう一つ苦労しているのが、国の政策や情報の届きが遅いこと。「今回頼りになった

「窮すればすなわち変じ、変ずればすなわち通ず」が、鈴木市長が心にとめている言葉の一つ。今回の震災は、これまでの経済優先の社会から、人の生活

国年担当者から

白河市の国保年金課長寿年金係では、震災で年金に関する問い合わせや保険料支払い免除などの申請もそれほどなく、混乱はなかったという。

普段の窓口業務でまず思うのは、テレビで年金について特集があったりすると、翌日は問い合わせが増えること。「例えば付加年金が特集されると、「いくらもらえるんですか?」と、

しかも、制度はたびたび変わる。職員も変更点に追いつくのが大変だ。「制度が変わるたびに国庫補助の計算も変わるの

国年担当者向けの研修会が減

福島県白河市 国保年金課

マニュアルでなく
自分の言葉で説明



後列左から橋本係長、石塚主査、加藤さん。前列左から木村課長、水野谷課長補佐

り、意見を言える場が減ったようににも同課は感じている。たびたび変わる制度に対応するには、研修会の開催はもっとあったほうがよい。

そうしたなか、日本国民年金協会が発行する『国民年金実務担当者ハンドブック』は分かりやすく、とても助かっているそう

相談に来た人すべてに対応したいが、厚生年金記録などの問い合わせには対応できない。

一人ひとり、相談の内容は異なるため、対応が長時間に及ぶこともある。先日は一人に一時

でも、窓口業務は充実感がある。「もちろん、気分良く相談に来られる方ばかりではないですが、実体験や身近な例とかで説明すると、「はあ、そうよねえ」と親しみをもって理解していただけるようです。マニュアルではなく、自分の言葉で説明するように心がけています」(石塚郁子主査)



年金事務所

ベテランと新人が。ヘアで年金相談 「究極のOJT」が人を育てる

神奈川県でもっとも国民年金被保険者が多い高津年金事務所。
そのため、電話相談も来訪者もひっきりなしだ。

高津年金事務所（神奈川）

高津年金事務所は、交通アクセスが抜群によい。JR・私鉄の駅から事務所まで徒歩三分と近いこともあって、実際、東京都や埼玉県、千葉県など、近県から通勤している職員も多いという。

佐藤茂所長もそのひとり。「単身赴任になるかなと思いました。が、調べてみると、埼玉県さいたま市から一時間半ほどで通勤できるとわかりました」（佐藤所長）。

住民系の事務所として、川崎市七区のうち五区を管内で担当する。住民数一〇四万人、国民年金被保険者数二十六万人というだけあって、年金相談の電話照会と来訪者が大変多い。確かに、訪れた日の受付には来訪者が列を連れ、電話もひっきりなしにかかり、年金相談を待つ人で待合室は混雑していた。

「この時期は特に減額改定が盛り込まれた改定通知書関連で混んでいるのですが、待ち時間の短縮は私たちの事務所の大きな課題です。実は、しばらく前



佐藤茂所長

には待ち時間ワースト二〇のうち、南関東ブロックから一四事務所がランクインしたこともあり、その中高津がワースト一となったこともありました。まさに住民系事務所の課題です」。

他課の協力を得て確保したバックアップ体制や、社会保険労務士による来訪者の誘導や年金相談など『お待たせしない工夫』を講じているという。

溝の口の北口商業ビルの一〇階にあるのですが、スペースも広く眺めもよいので、ぜひそちらもご利用いただきたいものです。事務所には毎日約一五〇人くらいのお客様がお見えになるのですが、お待たせしてしまうようなときだけでなく、定期的に人数を確認して相談センターとは連絡をとりあっています。待ち時間の短縮は、お客様へのサービス向上の取組の中核。改善に取組まなければならぬ」と決意を語る。

「待ち時間の短縮」に次ぐ課題は「人材育成」

職員は正規・准・特定契約職員、アシスタント職員を含め、六七名。五つの区や支所とも連絡し合うが、主に川崎市役所の国民年金課と連携をとる。

今年の四月に市の新規採用者



への国民年金制度についての研修や制度改正時などに国民年金第一課長が講師を務めることもあります。川崎区内の川崎年金事務所とも連携・協力しながら進めています」。

人材育成を『大変重要な課題』と位置づける佐藤所長は、「早めに仕事を覚えて戦力になっていただかなければなりませんので、研修やOJT（実務上での教育訓練）は事務所でも積極的に行っています。『年金事務所の職員は、年金相談ができて当然なんだ』という認識の下、私どもの事務所でも年金相談ができる職員を育成するために、昼休みの窓口支援のブースでは、毎日、ベテラン職員と新人が二人一組で対応しています。何度も繰り返すうちに現場での対応を覚え、ひとり立ちができるようになります。また、職員による職員向けの講習会も活発に行われていて、みんな積極的に出席しています」と話す。

一〇年先を見通した人材確保・育成を

事務所には正規職員の他にもさまざまな立場の人が働いているが、労務管理はどのように行われているのだろうか。

「職員同士の横のつながりは非常に大切だと思っています。事務所内では肩を寄せ合って仲

良く、思いやりをもってやっていかなければ、ただでさえ忙しい事務所が空中分解してしまう。有期雇用職員にもどのようなモチベーションを維持してもらうかということにも配慮しないと、やる気を削いでしまうことにつながりかねません。日本年金機構としての五年先、一〇年先のビジョンを見据えつつ、長期的な人材の確保・育成を並行して行っていかなければならないと考えています」。

昨年まで年金記録問題の処理で、本来業務がなかなか進められなかった佐藤所長。「今年からは適用・徴収などの行動計画を策定し、進めています。また、二月の年金月間を目指し、管内に複数ある大学で学生納付特例や免除制度のパンフレットの配布や年金相談を、実施していきたいと考えています」と、年金教育も重要な課題と位置づけ、積極的に取組む意向だ。

民間にも負けないサービスを

日本年金機構が設立し、年金事務所となって一年半が経過したが、節目を迎え、星野雅則副所長は『サービス業』について熟考したという。

「今、年金事務所は、行政によるサービス業としてはナンバーワンになったのではないでしょう。か。今後は、民間企業にも追いつけるくらいのサービス水準まで上げ、負けないように頑張っていきたい」と星野副所長「東日本大震災で被災された皆さまにお見舞い申し上げます。五月にこちらの職員も支援に行った

のですが、協力できることは何でもしたいですね」と語った。

徴収なくして給付なし

六月一日、高津事務所では、これまで過重な負担がかかっていた厚生年金適用調査課から総務関係を担当する副所長以下六人を分け、適用事業に集中する環境を整えた。宇原和寿厚生年金適用調査課長は、「新規体制になってまだ間がないのですが、一二名で厚生年金の適用調査に邁進したいと思います」と気を引き締める。

また、実績評価シートが導入されたことによって、仕事を選ぶようになってはいけなさと危険を伴う宇原課長は「評価に関わらないことにもある程度『お互い様』という気持ちで職務にあたってほしい。また、非正規雇用の職員が多くなってきたことによって、難しくなってきた動機付けについては、完全な一枚岩を目指すより、どこまでそこに近付くことができるかが重要です」と話す。

大竹正勝厚生年金徴収課長は、東京社会保険事務局での健



康保険組合の指導業務を経て本年三月まで南関東ブロック本部で相談給付支援部お客様相談サービス推進グループの所属だったため、一〇一二年振りに徴収業務に就いている。二二年度の徴収率は対前年度比で厚生年金が微増し、健康保険は昨年同様だったという。

「収納に関しては納付計画にも東日本大震災の影響が出ており、課員も苦しんでいます。しかし初期対応の徹底、口座振替の促進、事業所との継続的な接触を心がけ、とにかく事業所とのコンタクトを途切れさせないようにしていきます。滞納事業所には、納付指導などを徹底していきたいと思います」と力強く語る。

足を運んで納付や免除につなげる

神奈川県内では、国民年金課で二課制を採用しているのは高津年金事務所のみ。二課は強制徴収業務が柱だが、収納・徴収は両課で行うという。一課はそこに帳票類も付加される。

齊藤豊国民年金一課長は、一六人の課員とともに被保険者からの年金相談で窓口と電話対応に追われる日々を過ごしている。「民間会社から督促の電話が来るという周知が徹底していないせいもあるが、納付率は若干下がってしまいましたが、今後とも市区町村との協力連携をとりながらお客様に立って取り組んでいきたいと思っています」と抱負を語る。

所長同様、埼玉県から通勤している山崎祐次国民年金二課長

は、「市場化テストの業者が未納者などに対して納付督促や戸別訪問しているものの、不在のため接触できていない。こちらからのアクションが伝わっていない層に対してどのように届けていくかが、今後の大きな課題と考えています。この層に伝えることができれば、納付率は上がる」と考える。

厚生年金の脱退後、国民年金の未加入者に対して三カ月が経過後に勧奨状が送付されるが、「その前に特定業務契約職員が出向き、納付や免除をしていたら取り組みを行っています」（山崎課長）と、アクションが早い。

国民年金の被保険者数が南関東ブロックで四番目に多いがゆえに、待ち時間が長いと言われる高津事務所だが、前述のように様々な『お待たせしない工夫』が奏功し、繁忙期以外は少しずつ落ち着いてきている。

鈴木庸夫お客様相談室室長は、「民間としてプラス面を活かした合理性、サービスをアピールし、実施していかなければなりません。私の目から見ると、職員の意識レベルはすごいぶん変わったように思いますが、お客様からご覧になって『変わった』と感じていただかなければならないと考えています」と決意を語った。

「本当に恵まれているのですが、うちの事務所の職員は、前向きな考え方をする人ばかりで助かっています」と語る佐藤所長。このお人柄だからこそ、職員たちは実力を発揮できるのかもしれない。

職域型 年金委員に 訊く

今号から職域型年金委員に組織のこと、個人での取組みなどを訊く。
第1回は、日本で有数の企業などが多い千代田年金委員会の福岡会長に話を伺った。

次世代が安心して暮らせる 年金制度のために活動を続ける

千代田年金委員会会長 福岡正昭さん

委員をいかに
増やしていくか

千代田区は、日本でも有数の企業や歴史ある企業が多く所在している地域ということもあり、厚生年金の被保険者数は約一七七万人、事業所数は約二三、四〇〇事業所ある。その中から年金委員として約六五〇人活動している。

委員会は、平成一九年に神田と麹町が千代田社会保険委員会としてひとつの組織になったため、神田と麹町のそれぞれの良さが融合して非常に和気藹々とした雰囲気である。普段はなかなか会えない委員同士ではあるが、講習会や研修などで会うと大変楽しそうにコミュニケーションをとっているように思う。

主な活動は、委員会・年金事務所それぞれが主催する算定基礎届事務講習会、社会保険諸制度の実務講習会、法律改正に伴う講習会やセミナー・研修会をはじめ、幹事会、「社会保険」誌の配布、一年にいちどの定期総会、施設見学会、賞詞交換会など。

悩みは、サラリーマンである委員が継続して長く職務にあたることのできるために、何をすべきか、どのような仕掛けが必要か。また、年金委員未設置事業所に対する委嘱の促進や新規委嘱の年金委員等に対する年金委員会への加入の促進について

も今年度も引き続き、積極的に行っていく。

組織的な連携を求めています

千代田年金委員会の発足当初は千人ほどいた委員も、現在では約六五〇人になってしまった。その間、旧社会保険庁が解体され、日本年金機構が発足するな



年金委員としての規範を
逸脱しないようにしたい。

ど、年金制度をめぐる情勢が大きく変化していたことも影響しているのだろうが、要因のひとつとして、ボランティアという立場の年金委員を抱える余裕が事業所に減少しつつあるのではないだろうか。経費の節減を余儀なくされている潮流ではあるが、年金委員として活動していれば様々な情報が入手できるので、新規採用者や退職予定者の相談などにも臆せず、対応できるように努めている。

私自身、昨今は年金問題がいろいろ取り沙汰される中、特に

退職者に対してきめ細やかな情報提供ができていっていると感じている。裁定時に「わかりにくい」と、ずいぶん相談を受けたが、年金は大変複雑な仕組みなのだから、特に遺族年金など複雑な事業は年金事務所に誘導するというようなことも含め、年金事務所と二体的に動けるようになることが理想である。

いたから、事業所との年金業務がうまくいったと言われるが、まさにそのとおりだと思う。私も委員になったのころは社会保険事務所に頻繁に足を運び、いろいろ教えてもらった。ところが最近は敷居が高くなってしまい、なかなか行くことができないように聞く。

年金事務所の職員の皆さん

現在、年金事務所へは委員がそれぞれ個人的な連携を模索しているが、組織的に事務所と連携していくことができれば、「さらに有機的で充実した活動がで

は、日夜本当に大変なご苦労をされているので、「身体を壊さないで、頑張ってください」と、我々は常々応援している。年金事務所と事業所の架け橋となるのが年金委員。年金事務所に協力したい、という心情で委員たちは活動を行っているわけで、さらにスキルを上げて気持ちよく活動するために、年金事務所からも研修などでの人材をご提供いただければと思う。

平成不況になって久しく、L字型不況が続いて右肩上がりにならない社会で生きている人たちに對して、過去の反省すべき点は反省し、将来に向けた取組を指導していくことが我々委員にとって大切なのではないか。次世代の人たちが安心して暮らせる年金制度にするために、今後も千代田年金委員会は積極的に活動していこうと考えている。

きる」といふ委員たちからの声が目立ってきている。

年金事務所と
事業所の架け橋

以前によく、「社会保険委員が

千代田年金委員会の 主なあゆみ

- 2007年 神田と麹町が統合し、千代田社会保険委員会を設立
- 同年 福岡氏が初代会長に就任
- 2008年 研修会・施設見学会に委員より講師を選任する活動を開始
- 2010年 社会保険庁の廃止・日本年金機構の設立に伴い、名称を「千代田社会保険委員会」を「千代田年金委員会」に
- 2011年 委員会活性化のため、総務・業務・広報の3部門を設立

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



年金相談Q&A (平成23年度版)
現場力を高める!!
Vol.1 老齢年金加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

編集部寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

何もせずに受け取れる年金などない

三〇代前半、アルバイトをしています。

以前は会社勤めでしたが、体調を崩したため、退職しました。まだ、毎日働けないため、アルバイトで使っていたお金を貯めています。

今、私は収入が少ないのですが、年金はきちんと納めています。会社員時代の蓄えが少しあることもありますが、もし今より体調が悪くなったとき、障害年金を受けることがあるかもしれないと思うからです。もちろん、あつてほしいことですが。

最近、主婦の第三号未届けが話題になりました。納めなかった理由のひとつに「国が周知不足だったと報道されました。国もこれを認め、救

済しようとしていました。

これにはびっくりです。周知も何も、本来年金は二〇歳以上のすべての人が納めるものです。何もせずに納めなくてもいい状態が続くものではありません。配偶者が厚生年金から抜けたとき、健康保険も手続きしますので、わからないはずはありません。第三号問題に限らず、年金の手続きをしないのは、自己責任です。納めない人は受け取れない。当たり前ではありませんか。

年金は払えないときは免除の制度もあります。役場の人も教えてくれました。昨今の受け取る権利ばかり主張する風潮は、いかがなものかと思っています。

国民年金保険料の納付率の向上には『年金教育』を

国民年金保険料の納付率は、平成二二年度の六〇％が過去最低だったそうですが、平成二二年度も前年度を下回る見込みだと聞きました。

厚生労働省は、その主な原因を、東日本大震災の影響などで上昇が見込めないことや、ほかの世代に比べて比較的納付率が高い、いわゆる団塊の世代が高齢期に入り保険料を支払う年代から抜ける一方

で、年金に対する認識が低い若い世代が加入の時期を迎えていることだとしているようです。厚生労働省は、悪質な滞納者については国税庁による強制的な徴収に踏み切るなど対策を強化することともに、若い世代に対して、学生向けの年金の説明会を重ねるなどして、「納付率の改善に努める」と言っています。

我が家の中学生は、学校の

授業で年金制度の話聞いたとか年金作品コンクールのことなどを話していました。が、昨年あたりから無くなったと聞きました。「納付率の改善に努める」と言っている厚生労働省はどうしたのでしょうか。

金教育を強化すべきではないでしょうか。

若い頃に年金に関心を持たず年金教育もなく、昨今のマスコミの偏った年金制度の扱いに悪い影響を受けている今の大人は反省すべきです。国民年金の保険料の納付率の向上にカンフル剤は無いのでしょうか。地道にコツコツとこれからの日本の年金制度を支えてくれる若い人に理解を深めてもらうことが大切ではないのでしょうか。(中学生の親)

最近の政局に思う

今、この投稿を書いている時点で菅総理は退陣時期を明確にしていない。庶民の感覚では辞めると言ったら、時間を置かず辞めるほうが周囲に迷惑を掛けることが少ないのではと思うのだが、どうやら総理の考えは違っている。小泉さんが首相を辞めてから安倍、福田、麻生、鳩山と四人も首相が代わっている。

ほぼ一年ごとに最高権力者が交代する国を、諸外国はどう見るのだろうか。政権の迷走により「税と社会保障の改革」も宙に浮いてしまった感がある。震災からの一日も早い復旧、復興、待たなしの財政再建。残された時間はそんなにはないはずだ。迷走している暇はないのだ。

国民が選んだ政権であり、

間接的とは言いながらわれわれが選んだ総理である。私たちが有権者として深く反省しなければならぬが、それにして最近の総理のなんと「軽い」ことか。いろいろと毀誉褒貶はあるにしても、岸、池田、佐藤、田中、中曽根あたりは風格があった。宮沢、竹下、小渕、橋本、細川、村山だって最近の総理よりはよほどマシと思うのも私だけではないだろう。そしてわれわれは、こうした不平不満をどこにぶつければいいのだろうか。「国民のレベルを超える政治家は出ない」と言うけれど、それにしても酷すぎると、今日も晴れない気持ちで新聞を読む私である。(千葉県・年金生活者)

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
 - ◎掛金は自由に設定。
- ※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
 - ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
- ※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

年金
よくある
質問

Q.国民年金の保険料
の免除制度につい
て教えてください。

国民年金の保険料は、定額制であることから、経済的な理由等により保険料の納付が困難な被保険者のために保険料の免除制度が設けられています。

保険料の免除には、法定免除と申請免除があります。

法定免除は、障害基礎年金などの受給者、生活保護法による生活扶助を受けている人、国立ハンセン病療養所、国立保養所へ入所している人が、届け出をするだけで保険料納付が免除になります。

申請免除には、保険料の納付が免除される全額免除と、保険料の一部が免除され、残りの一部の額を納める一部免除があります。

全額免除は、所得がないとき、市区町村民税が非課税のときなど、経済的に保険料を負担することが困難と認められたときに免除となります。

一方、一部免除には、四分の三免除、半額免除および四分の一免除の三種類があります。この一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度で

す。納付する保険料額は、四分の三免除の場合三、七六〇円、半額免除の場合七、五一〇円、四分の一免除の場合一、二七〇円となります（平成三三年度の月額）。

なお、一部免除を受けて残りの保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ扱い）となるため、注意する必要があります。

全額免除、四分の三免除、半額免除および四分の一免除について、基準となる所得金額の計算を整理してみるとそれぞれ次のようになっています（所得は、前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であればなりません）。

全額免除（扶養親族等の数十一）×三万円十二万円

四分の三免除 七八万円＋扶養親族等の数×三八万円

半額免除 一一八万円＋扶養親族等の数×三八万円

四分の一免除 一五八万円＋扶養親族等の数×三八万円
扶養親族等の数×三八万円とあるのは、具体的には「扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等」となります。

免除は、免除を受ける被保険者が市区町村に免除申請書を提出して、管轄の年金事務所です除外に該当するかしないかを審査して決定されます。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/）。会員のみならずま向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金
よくある
質問

Q.雇用保険からの給付
を受けると老齢厚生
年金が支給停止され
ると聞きました。そ
の仕組みについて教
えてください。

基本手当との調整

六五歳未満の人に支給される老齢厚生年金と雇用保険の基本手当（失業給付）を同時に受けられる場合には、老齢厚生年金が全額支給停止されます。

老齢厚生年金が支給停止される期間は、失業の認定を受けるために公共職業安定所で求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、その申込みにかかる基本手当の受給期間が満了した日の属する月または所定給付日数を受け終わった日の属する月までの期間とされています。これを調整対象期間といいます。

ただし、この調整対象期間において、基本手当の支給対象となった日が一日もない月があった場合、その月については老齢厚生年金が支給されます。

また、これらの規定によって老齢厚生年金が支給停止された月（年金停止月）がある人については、基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した時

点において、次の計算式によって計算した支給停止解除月数が一年以上あるときには、年金停止月のうち、その支給停止解除月数に相当する月数分の老齢厚生年金の支給停止が解除されます。
支給停止解除月数＝年金停止月数－（基本手当の支給対象となった日数）÷30

高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、六〇歳到達時の賃金月額が七五％未満の賃金月額の状態で雇用を継続する六〇歳以上六五歳未満の人に対して、賃金月額に一五％を乗じて得た額を上限とした給付を行う制度です。ただし、賃金月額が三四四、二〇九円（平成三三年八月からの支給限度額）以上の人には支給されません。

六〇歳到達時の賃金月額とは、六〇歳に到達するまでの六か月間に支払われた賃金の総額を一八〇で除した額（賃金日額）に三〇を乗じて得た額のことです。ただし、六〇歳到達時にすでに退職している人の場合は、離職前の直前六か月間に支払われた賃金の総額を一八〇で除して三〇を乗じて得た額となります。これをみなし賃金月額と呼びます。

また、高年齢雇用継続給付のうち、基本手当を受給しないで雇用を継続している人に支給されるものを高年齢雇用継続基本給付金と呼びますが、基本手当を受給した後でも基本手当の所定給付日数を一〇〇日以上残して再就職した人に支給されるものを高年齢再就職給付金と呼びます。両者を総称して高年齢雇用継続給付と呼びます。

六五歳未満の人に支給される老齢厚生年金とこの高年齢雇用継続給付を同時に受けられる場合、在職老齢年金の支給停止の規定に加えて、さらに老齢厚生年金の支給が停止されることになっています。

老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との具体的な調整の仕組みは、高年齢雇用継続給付の支給額に対応して次のようになっています。

①標準報酬月額がみなし賃金月額の六一％未満であるとき
支給停止額＝標準報酬月額×6/100

②標準報酬月額がみなし賃金月額の六一％以上七五％未満であるとき
支給停止額＝標準報酬月額×調整率（高年齢雇用継続給付の支給率の6/15）

③標準報酬月額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額（三四四、二〇九円）を超えるとき
支給停止額＝（支給限度額－標準報酬月額）×6/15

①から③による支給停止額が、在職老齢年金による調整後の年金支給額（加給年金額を除く）を超える場合は、年金は全額が支給停止となります。

いつ起きるかわからない、
いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて――

地域住民のための防災対策
パンフレット&リーフレット



地震に備えるポイントが1冊でわかるパンフレット

地震に備える ●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）

監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める一工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい
応急手当と救命手当

けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）

監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み（スミ1色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。

ご注文・お問い合わせは――

年友企画(株)

〒101-0047 東京都千代田区神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>



年金額をもっと引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。国民年金の第一号被保険者の方(自営業などの方と学生の方に限られ、サラリーマンなどの方と)その被扶養配偶者の方は除かれます)、任意加入被保険者が、定額保険料に月額四〇〇円をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして支給されます。

付加保険料と付加年金の額

付加年金の額は、二〇〇円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を五年間(六〇カ月)納めたときの総付加保険料額の二万四、〇〇〇円(四〇〇円×六〇カ月)に対し、六五歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額二万、〇〇〇円(二〇〇円×六〇カ月)となります。付加年金を二年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります(上記の付加年金額は、六五歳から受給した場合の金額です)。つまり、二年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を二〇年納めた方、四〇年納めた方についても同じことが言えます。

公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もあります

ちょっと増やせる

「付加年金」をご存じですか

が、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあつては、朗報と言える制度ではないでしょうか。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)などはありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、

繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

納付期限を過ぎると納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

①自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方に限られま

す。②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。③六〇歳以上六五歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができません。④国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

納付をやめても掛け捨てになりません

納付期限は翌月末日(休日・

納付期限は翌月末日(休日・

祝日の場合は翌営業日)です。付加保険料の手続きと相談先は、お住まいの市区町村の国民年金の窓口または住所を管轄する年金事務所となっています。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

農業者年金の加入者は必ず納めます

農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策

上の目的をもあわせもった制度です。

農業者年金制度は、昭和四六年一月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、専門的農業者の老後生活の安定とともに、適切な経営移譲を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してきました。

農業者年金に加入できるのは、六〇歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間六〇日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

国民年金の付加保険料を納付(強制適用)しなければならないことになっています。

農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJA等では、市区町村の国民年金の窓口で付加保険料の納付の届出(農業者年金に加入した人は強制適用の届出)を行うように指導しています。

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、ご自由にお使いください。

視点 観

コラム

世界記憶遺産

な

ところで、平泉や小笠原諸島の世界遺産登録のニュースが流れるつい一月ほど前にも似たようなニュースがあったことを記憶されているだろうか。

福岡筑豊の炭坑画が我が国で初めて世界記憶遺産へ登録されたという報道である。

世界遺産といえは、希少な自然や歴史的建造物を対象としているというイメージを持つ人が大多数だと思うが、この耳慣れない世界記憶遺産とは一体どんなものか。

記憶遺産に既に登録されているものとしてアンネの日記やグーテンベルク聖書などがある。その対象は人類が長い間記憶して後世に伝える価値

があるとされる楽譜、書物などの記録物なのだという。

五月に世界記憶遺産として登録された炭坑画は、かつて日本有数の産炭地であった福岡筑豊炭田で採炭夫として働いていた山本作兵衛氏が自らの経験や伝聞を基に当時の炭坑の様子を描いた膨大な作品群である。

元々、地元田川市は筑豊地区に今も残る炭坑関連の施設群について世界文化遺産としての登録を目指して準備していたところ、その前段階となる国指定遺産の要件を満たすことは難しく、一方、登録のための参考資料だった炭鉱画の価値が注目され、今回めでたく記憶遺産への登録の運びと

なったといふことようだ。

この三つの世界遺産、登録を担当するのはいずれも国連の機関であるユネスコであり、その優れた価値から人類が後世に残すに値すると判断されるものが対象となることも共通だ。

今後は我が国も記憶遺産の登録に積極的に取り組むようであり、その候補としては源氏物語や鳥獣戯画などが挙げられるという。

三つの世界遺産、いずれも人類の誇るべき資産として現世代が後世代にきちんと引き継いでいくための仕組みである。観光や地域振興の目玉としての登録を期待する向きが特に日本では多いと言われているが、本来の趣旨を没却しないような運用がなされることを望むばかりである。

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。
A5判 112ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。
A5判 128ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会